

求められる労働衛生管理について

労働衛生コンサルタント事務所

オークス

竹田 透

「求められる労働衛生管理について」

- 日頃の活動において感じている以下の事項を中心にプレゼンテーション
 - ① 産業現場において、必要とされている労働衛生管理とは何か。
 - ② 以前と比べた最近の労働衛生管理の特徴・変化と、今後の見通しについて。
 - ③ 現在の法制度の課題について

1. 専属産業医と嘱託産業医の違い

- 嘱託産業医は専属産業医と比べて、限られた時間、限られた（人的）資源のもとで産業保健活動を行っている
 - 時間をかけられないために
 - 課題を抽出して優先順位をつけて対応する
 - 事業場内の産業保健スタッフと連携して、事業場の自主的な取り組みに働きかける
- 等が必要となり、これに対応する能力が求められる

2. 法令で実施が義務づけられる事項が増加している（→②、③）

- 限られた時間、資源のもとで産業保健活動を行うにあたり、法令で実施が義務づけられた事項は、必然的に優先順位を高くせざるを得ない
 - ▶ その事業場にどのような産業保健活動が必要か（→①、〔参考〕産業保健活動の目的）という発想より、義務事項を“いかにこなすか”という考え方が中心になりがち
 - ▶ 産業医も法令対応のための How to を求める傾向に（→〔参考〕産業医の役割）
 - ▶ 事業者の自主的な取り組み（→①）が進む方向が良いと思うが…

〔参考〕 産業保健活動の目的

T.TAKEDA

1. 労働者に、業務による健康障害が発生することを予防する（職業病・作業関連疾患の予防）
2. 労働者の健康状態に合わせた配置を行うことにより、健康状態の悪化を予防する（適正配置・治療と職業生活の両立支援）
3. 労働者の健康増進を図ることで、労働者が安全で健康に業務を行えることに加え、生産性の向上に寄与する

〔参考〕 産業医の役割 *T.TAKEDA*

1. 就業に関する判断（就業区分判定）
 - 適正配置、治療と職業生活の両立支援
2. 健康障害リスクの評価
 - 労働者の評価
 - 定期健康診断
 - 特殊健康診断
 - 作業や作業環境の評価
 - 作業環境測定
 - 職場巡視

〔参考〕 産業医の役割 *T.TAKEDA*

3. 健康障害要因への予防的アプローチ
 - 生活習慣病等の疾病予防
 - 労働者への保健指導、健康教育
 - 危険有害要因による職業病・作業関連疾患の予防
 - 作業・作業環境の改善、保護具の適正な使用
4. 労働・健康へのポジティブなアプローチ
 - 就業能力、健康の回復（向上）の支援
 - 就業能力、健康の維持向上
 - 健康づくり～加齢による健康影響の予防と就業能力の維持

3. 小規模事業場の産業保健の課題（地域産業保健センターの活動から）

- 地域産業保健センターを利用する事業場は、限られている
 - ▶ 本社からの指示、親会社からの指示で利用
 - ▶ 小規模でも積極的な産業保健活動をしている
 - ▶ 労働基準監督署から指導を受けた
- 東京中央地域産業保健センターの管轄内の50人未満の事業場の労働者は68万人以上
(平成21年経済センサス-基礎調査、東京都結果報告、平成21年7月1日現在)
- 平成26年度の東京中央地産保の実績（延べ実施人数）は、1664件

平成26年度東京都の地域窓口相談実績

	実施場所合計	実施場所		
		事業場	医療機関	その他
東京都18センター合計	1489	169	404	916
うち東京中央センター	252	2	4	246

	実施人数						
	健康相談			意見聴取	長時間労働面接指導		その他
	脳心疾患リスク者	メンタル不調者	その他		100時間超	その他	
東京都18センター合計	35	240	509	7027	149	426	8
うち東京中央センター	2	38	54	1457	17	92	4

3. 小規模事業場の産業保健の課題（地域産業保健センターの活動から）

- 地域産業保健センターの活動では、十分な産業保健サービスを受けていないケースに遭遇する
 - （例）健診結果の意見聴取の依頼で、糖尿病や高血圧など、早急に治療を必要とする労働者が治療を受けずに就業を継続していることもしばしば
- 小規模事業場の労働者への産業保健サービスをどのように広げていくか（→③）